



金利軽減項目のご案内

下記【グループ1】より1項目、【グループ2】より2項目に該当した場合に最軽減後金利にてご利用いただけます。

【グループ1】

右記のいずれか1項目に該当する場合

- ① 給与振込(農産物販売代金振込を含む)契約者
- ② 年金振込(ご家族を含む)契約者
- ③ 公共料金等
(電気・電話・ガス・水道・税金・NHK・携帯電話)の口座振替3種類以上の契約者

【グループ2】

右記のいずれか2項目以上に該当する場合

- ① JAカード契約者(家族カード契約者を含む)
- ② JAネットバンク契約者
- ③ 定期貯金(期間1年以上、金額20万円以上)契約者
- ④ 定期積金(契約金額50万円以上)契約者
※「こてきたい」、「やすらぎ」は契約金額30万円以上
- ⑤ 購買品代金の口座振替契約者(同居家族を含む)
- ⑥ 他の金融機関よりの借換資金
- ⑦ 提携業者よりの仲介案件(借換資金は除く)
- ⑧ エコ住宅
- ⑨ 年度末年齢18歳以下の子供もしくは妊婦がいる世帯(ながの子育て家庭優待パスポートの提示)
- ⑩ 楽園信州ファミリー会員(会員証を提示された方)

